

12月31日現在で 「工業統計調査」を実施します

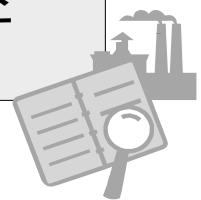
これからまちづくりを考える基礎になります。
調査へのご協力をお願いします。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実績を明らかにすることを目的としています。この調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業・大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材などに、広く利用されています。皆さんが出された調査票は、統計法に基づき、内容の秘密は厳守されます。

調査員が12月に調査票の配布に伺います。また、来年1月に調査票の回収に伺いますので、調査への理解とご協力をよろしくお願いします。

◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当
☎ 6552 有線⑤8963



日野町の工業統計調査結果の概要（従業者4人以上の事業所）

	従業者数	製造品出荷額等
平成15年	3,715人	15,753,927万円
平成16年	3,510人	17,738,247万円
平成17年	3,818人	20,404,983万円

- ◆ 食費負担額が変更になりました。

- ◆ 居住費（光熱水費）の負担が追加になりました。

本年6月に健康保険法の改正が行われ、平成18年10月から医療費適正化の一環として、療養病床に入院する70歳以上の方の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費（光熱水費）の負担が追加されました。ただし、難病などの入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれますので、居住費の負担はありません。

※療養病床：要介護者に対しケアプランに基づいて、療養上の管理、看護、介護、機能訓練などや、その他必要な医療を行う病床。

下表の②から④に該当する方は、加入している医療保険の保険者（老人保健の方は居住地の市町村）の発行する減額認定証を被保険者証に添えて、医療機関の窓口に提出することで、減額が受けられます。

療養病床に入院の70歳以上の方へ



区分		変更前（食費のみ）	変更後
①一般の方	入院時生活療養（I）を算定する保険医療機関に入院している方	1食につき260円	(食費) 1食につき460円 (居住費) 1日につき320円
	入院時生活療養（II）を算定する保険医療機関に入院している方		(食費) 1食につき420円 (居住費) 1日につき320円
②	市町村民税非課税の世帯に属する方等（③、④以外の方）	1食につき210円 ※過去1年間の入院日数が90日超の場合160円	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③	②のうち、所得が一定の基準に満たない方等（④以外の方）	1食につき100円	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④	②のうち、老齢福祉年金を受給している方		(食費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき 0円

難病などの入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更ありません。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線⑤7784

入院時生活療養（I）：厚生労働大臣が定める基準による
食事療養を行なう保険医療機関
入院時生活療養（II）：（I）を算定する保険医療機関以外